

公益財団法人 日本骨髄バンク 組織規程

制 定	平成 24 年 4 月 1 日
第 1 次改正	平成 26 年 6 月 9 日
第 2 次改正	平成 28 年 3 月 14 日
第 3 次改正	平成 30 年 6 月 5 日
第 4 次改正	令和 2 年 1 月 1 日
第 5 次改正	令和 3 年 9 月 10 日

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 公益財団法人日本骨髄バンク（以下「本法人」という。）の組織及び業務の分掌に関する事項は、定款に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第 2 章 組織及び業務分掌

(構 成)

第 2 条 本法人の事務局に次の 5 部を置く。

- (1) 総務部
- (2) 移植調整部
- (3) 広報渉外部
- (4) ドナーコーディネート部
- (5) 医療情報部

(チームの設置)

第 3 条 各部に、必要に応じてチームを置くことができる。

(地区事務局の位置及び名称)

第 4 条 定款第 4 条第 1 項第 2 号に規定する事業を実施するため、必要な地に地区事務局を置く。

2 地区事務局の名称及び位置は、別表に定めるとおりとする。

(総務部)

第 5 条 総務部は、次の事務をつかさどる。

- (1) 評議員会、理事会及び業務執行会議の庶務に関すること。
- (2) 職員の人事及び給与に関すること。
- (3) 事務局の組織及び定員に関すること。
- (4) 公印の管守に関すること。
- (5) 文書に関すること。
- (6) 文書の接受及び発送に関すること。
- (7) 予算及び決算に関すること。
- (8) 収入及び支出に関すること。
- (9) 資金計画及び資金繰りに関すること。
- (10) 契約に関すること。

- (11) 金銭及び物品の出納保管に関すること。
- (12) 債権の管理に関すること。
- (13) 個人情報保護に関すること。
- (14) 地区事務局との連絡調整に関すること。
- (15) 事務所の管理に関すること。
- (16) コンピューターシステムなど全部署に横断的に関わること。
- (17) その他他の部に属さない事務に関すること。

(移植調整部)

第6条 移植調整部は、次の事務をつかさどる。

- (1) 医療委員会、国際委員会及び倫理委員会の庶務に関すること。
- (2) 患者の登録に関すること。
- (3) 地区事務局との連絡調整に関すること。
- (4) 患者負担金に係る請求権の発生の確認及び関係部局への通知に関すること。
- (5) 国際協力に関すること。
- (6) 患者問い合わせ窓口業務に関すること。
- (7) 「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」に基づいた関係機関との調整に関すること。
- (8) その他、骨髄移植又は末梢血幹細胞移植（以下「骨髄移植等」という）の円滑な実施に資するための関係機関との連絡調整に関すること。

(広報渉外部)

第7条 広報渉外部は、次の事務をつかさどる。

- (1) 広報推進委員会の庶務に関すること。
- (2) 本法人の広報に関すること。
- (3) 骨髄移植等に関する知識の普及及び啓発に関すること。
- (4) 広報紙、パンフレットその他広報資料の作成並びに配布に関すること。
- (5) 渉外に関すること。
- (6) ドナー登録希望者受付業務の総括に関すること。
- (7) 後援、共催その他本法人の名義使用に関すること。
- (8) 地区普及広報委員、説明員に関すること。
- (9) 寄附金の募集に関すること。
- (10) 各種募金活動の企画及び実施に関すること。

(ドナーコーディネート部)

第8条 ドナーコーディネート部は、次の事務をつかさどる。

- (1) ドナー安全委員会の庶務に関すること。
- (2) ドナーコーディネート業務の統括に関すること。
- (3) コーディネーターの養成研修に関すること。
- (4) コーディネーターに係る情報の収集及び整理に関すること。
- (5) 調整医師、地区代表協力医師の委嘱に関すること。
- (6) 初期コーディネートに関すること。

- (7) ドナーフォローアップに関すること。
- (8) 地区事務局との連絡調整に関すること。
- (9) ドナー団体傷害保険の請求その他見舞金の給付等に関すること。
- (10) その他ドナーに関連する業務に係る他の部との連絡調整に関すること。

(医療情報部)

第9条 医療情報部は、次の事務をつかさどる。

- (1) 本法人の事業に関する医療情報の収集、利用、発信に関すること。
- (2) 医療情報に関して、関係機関との調整に関すること。
- (3) その他、関連する医療業務に関すること。

(地区事務局)

第10条 地区事務局は、次の事務をつかさどる。

- (1) 地区開始ドナーとの連絡調整に関すること。
- (2) 当該地区ブロック会議（調整医師・認定施設採取責任医師・コーディネーター合同会議）に関すること。

(細則)

第11条 この規程に定めるもののほか、本法人の組織及び業務分掌に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

附 則

- 1. この規程は旧法人の「組織規程」（平成4年4月1日制定、平成22年9月15日第10次改正）を新法人移行に際して改正したものである。
- 2. この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年6月5日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月16日に遡って施行する。